

企業の資金調達の円滑化に関する協議会・規約

(名称)

第1条 本会は、企業の資金調達の円滑化に関する協議会（略称：企業財務協議会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、企業の財務活動の円滑化の観点から重要と考えられる問題点につき重点的かつ機動的に検討を行うとともに、検討結果の実現に向けて関係各方面に積極的な働きかけを行い、もって企業の財務活動の円滑化を図ることを目的とする。

(性格及び会員資格)

第3条 本会は、企業財務に関する問題に対し関心を抱く、金融機関以外の会社により構成する任意団体とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 企業財務に関する諸問題につき、専門部会の設置、他の機関への調査の委託その他の方法により、調査研究、検討等を行うこと。
- ② 企業財務に関する諸問題につき、企業の財務活動の円滑化を図る観点から提言を取りまとめること。
- ③ 提言、検討結果の実現に向けて関係各方面に働きかけを行うこと。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 1名 |
| ③事務局長 | 1名 |
| ④幹事 | 若干名 |
| ⑤監査役 | 1名 |

(役員職務)

- 第6条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
 3. 事務局長は、会長及び副会長を補佐して日常の業務を処理し、会長及び副会長がともに欠けたとき又は差し支えあるときは、その職務を代行する。
 4. 幹事は幹事会に出席して意見を述べる。
 5. 監査役は、本会の財産及び収支の状況を調査する。

(役員選任方法及び任期)

- 第7条** 会長、副会長、事務局長及び監査役は、原則1年に1回、第12条第4項に定める幹事会構成会社間の互選で各候補を選任し、総会に諮り総会においてこれを選任する。
2. 幹事は、幹事会構成会社から会長が選任する。
 3. 第1項の各役員任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(総会及び幹事会)

- 第8条** 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会の開催、招集及び議長)

- 第9条** 総会は毎年一回開催するものとし、必要により随時開催することができる。
2. 総会は会長がこれを招集する。ただし、会長は事務局長に招集を代行させることができる。
 3. 総会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長は副会長又は事務局長に議長を代行させることができる。

(定足数及び議決方法)

- 第10条** 総会は会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
2. 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 3. 前2項にかかわらず、総会に出席できない会員は、総会の10日前までに議決事項に係る賛否を記した書面又は電磁的記録を議長に提出することにより、総会において議決事項に係る賛否その他の意思表示をすることができる。
 4. 前項の規定により書面又は電磁的記録によって行使した議決事項に

- 係る賛否その他の意思表示は、出席者数及び議決権の数に算入する。
5. 前各項にかかわらず、会長、副会長又は事務局長が総会の議決事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会の議決事項)

第11条 総会の議決事項は、この規約に別に定められたもののほか、以下のとおりとする。

- ①規約の変更
- ②翌年度の事業計画
- ③予算及び決算
- ④企業財務に関する諸問題についての提言とりまとめ
- ⑤その他会長が特に重要と認める事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、事務局長、幹事、監査役をもってこれを構成する。

2. 幹事会は、必要に応じて随時開催する。
3. 幹事会は、本会運営上の重要事項を審議するとともに、企業財務に関する諸問題につき意見交換を行う。
4. 幹事会は、住友化学株式会社、日本製鉄株式会社、三菱重工業株式会社、株式会社日立製作所、東京ガス株式会社、三菱商事株式会社及び三井物産株式会社で構成する。幹事会を構成する会社は会員会社の業界バランスを考慮し、変更あるときは会長が幹事会に諮ってこれを決する。

(会費)

第13条 会員は、総会の定めるところにより会費を負担する。

(付則) この規約は、令和7年8月1日から施行する。